

構成イメージ図（案）

前文

- 激甚化・頻発化している自然災害からの被害の最小化及び迅速な回復には、これまで以上に県民の取組の深化が必要不可欠であり、その重要性は一層増している。
- 県民が自ら及び家族の安全を自ら守る「自助」、地域住民等が相互に協力しつつ互いを助け合う「共助」、県及び市町村等の行政が行う「公助」の特性を生かし、連携した取組を強化することにより「減災」につなげていくことが重要である。
- 県民の生命、身体及び財産を守るため、災害に強い福島県づくりを目指し、この条例を制定する。

第一章
総則

目的

- ・各主体が連携した防災の取組を推進し、「災害に強い県づくり」を目指す。
- ・各主体の役割の明確化
- ・各主体の取組事項の明確化

定義

- ・生命、身体の安全確保を最優先に、災害による死者（災害関連死を含む。）を出さないことを目指す。
- ・自助、共助、公助の連携した取組を強化し、被害の最小化及びその迅速な回復を図「減災」の考え方を基本とする。
- ・県民一人一人が主体となって行われ、多様性と包摂性（誰一人取り残さないこと）のある持続可能な地域社会を目指して推進する。
- ・多様な取組を適切に組み合わせ一体的に講ずる。
- ・科学的知見、過去の災害からの教訓等を踏まえ、絶えず改善を図る。

基本理念

- ・ 県民の役割
- ・ 事業者の役割
- ・ 自主防災組織等の役割
- ・ 防災士の役割
- ・ 防災ボランティアの役割
- ・ 非営利支援団体の役割
- ・ 社会福祉協議会の役割
- ・ 消防団の役割
- ・ 学校等の設置者及び管理者の役割
- ・ 市町村の役割
- ・ 県の役割

各主体の役割

第二章
各主体の取組

県民

- ・ 防災知識の習得等
- ・ 避難行動の事前計画及び訓練
- ・ 備蓄の実施
- ・ 住宅の耐震化等
- ・ 情報収集
- ・ 災害発生時の行動
- ・ 避難所での行動
- ・ 自主防災組織等、消防団への積極的な参加等
- ・ 生活再建
- ・ 災害教訓等の伝承

事業者

- ・ 事業継続計画の策定
- ・ 情報通信技術の活用
- ・ 建築物の耐震化等
- ・ 従業員への防災教育
- ・ 備蓄の実施
- ・ 地域との連携
- ・ 安全確保
- ・ 災害教訓等の反映

自主防災組織等

- ・ 居住地域の地理的特性の理解
- ・ 地域住民への普及啓発活動及び訓練の実施
- ・ 地区防災計画の作成
- ・ 避難誘導
- ・ 要配慮者への取組
- ・ 避難所運営
- ・ 関係機関との連携

防災士

- ・ 地区防災計画の作成支援等
- ・ 避難誘導等
- ・ 避難所の運営支援
- ・ 関係機関との連携

防災ボランティア

- ・ 防災知識の習得等
- ・ 関係機関との連携

非営利支援団体

- ・ 関係機関との連携

社会福祉協議会

- ・ 平常時からの連携
- ・ 防災知識の普及啓発
- ・ 防災ボランティア活動への支援
- ・ 生活再建の促進

消防団

- ・ 地域住民の安全確保
- ・ 関係機関との連携

学校等の設置者及び管理者

- ・ 災害時の安全確保
- ・ 防災教育等の実施
- ・ 施設の耐震化等
- ・ 学校等の早期再開
- ・ 災害教訓等の伝承

市町村

- ・ 災害予防対策
- ・ 災害応急対策
- ・ 復旧・復興対策
- ・ 災害教訓等の伝承

県

- ・ 災害予防対策
- ・ 地域防災サポーター等と関係機関の連携
- ・ 災害応急対策
- ・ 復旧・復興対策
- ・ 災害教訓等の伝承